

## 別記（第3関係）

### 総合評価点算定基準（特別簡易型）

#### 1 趣 旨

この算定基準は、須坂市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領に基づき適正な算定を実施するため、必要な細目について定める。

#### 2 評価点の設定

点数の配分は以下による。

- ① 価格点：90～97.5点
- ② 価格以外の評価点：2.5～10点

#### 3 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

#### 4 価格点の算定方法

(1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く）を超えた者、または失格基準価格未満により失格となった者を除いて算定する。

(2) 価格点＝配点×最低価格／入札価格 [少数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち、最低の入札価格とする。

※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

#### 5 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、以下に示すとおりとする。

工事成績、その他の項目について算定した合計点とする。なお、評価の基準については以下を参考に案件ごとに定めるものとし、評価の基準日は入札参加申請日又は指名通知日とする。

##### (1) 企業の技術力

###### ア 企業の施工能力

⑦ 工事成績（土木一式工事、建築一式工事、管工事、ほ装工事は必須）

（上記以外の業種工事は選択）：須坂市発注工事の工事成績評定点（最大4点）

評価点＝4点×（工事成績点－65）／（最高工事成績点－65）

[少数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 工事成績点は、入札者の市発注工事の過去2ヵ年の工事における業種別工事成績評定点を単純平均して求める。[少数点以下第1位四捨五入整数止め]

※2 最高工事成績点は、有効な価格以外の評価点申請者のうち、工事成績点が最高の者の点数とする。

※3 工事成績点が65点の場合及び工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。

※4 工事成績点は、当該入札公告又は指名通知した年度直前2ヵ年度の間において竣工し本市より通知している「工事成績評定通知書」の「評定点」を対象とする。ただし、4月1日から6月30日の間に入札公告又は指名通知する場合は、その前年

度の直前2ヵ年度の間において竣工し本市より通知している「工事成績評定通知書」の「評定点」を対象とするものとする。

※5 工事成績評定点の取得者が少ない必須の業種工事においては、配点を下げることができるものとする。

① 工事实績（同種・類似工事实績）（選択）：専門性の高い工事や経験・実績などが求められる工事において、同種・類似工事の実績の有無により評価する。（0.50点）

※1 上記の点数を加点する。

※2 実績は、過去10年間の公共機関等（「CORINS（工事实績情報システム）への登録等に関する規約」第2条で定義された機関（以下「公共機関等」という。))から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、入札公告又は指名通知で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

※3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定するものとする。

※4 工事成績評定点が、65点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

※5 経常JVの構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。

#### イ 配置予定技術者の能力

⑦ 保有資格（主任（監理）技術者の資格）（選択）：契約時に配置できる技術者（技能者を含む）の資格により評価する。（最大1.0点）

a 技術士又は、一級土木施工管理技士 （1.0点）

b 二級土木施工管理技士 （0.5点）

c その他 （0点）

※1 上記の点数の範囲で加点する。

※2 登録が必要な資格については登録が完了していなければならない。

※3 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とする。なお、加点対象でない資格の者が含まれる場合は、加点なしとする。

⑧ 技術者実績（同種・類似工事实績）（選択）：過去10年間に同種・類似工事の主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績の有無により評価する。（0.50点）

※1 上記の点数の範囲で加点する。

※2 実績は過去10年間の公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、入札公告又は指名通知書で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

※3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定するものとする。

※4 工事成績評定点が、65点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

※5 経常JVの構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。

#### (2) 企業の地域性

ア 営業拠点の所在地（必須）：応札者の本社（本店）所在地の須坂市内の有無により評価す

る。(1.0点)

※1 上記の点数を加点する。

※2 営業拠点の所在地は、入札公告又は指名通知日現在で須坂市入札参加資格に登録されている所在地とする。

イ 常勤雇用従業員の須坂市民の有無(選択):従業員として須坂市民の常勤雇用の有無により評価する。(0.5点)

a 市民雇用5人以上 (0.5点)

b 市民雇用1人以上5人未満 (0.25点)

c 市民雇用なし (0点)

※1 上記の点数を加点する。

※2 須坂市民従業員は、入札公告又は指名通知日現在で一年以上須坂市に住民登録がされている人。

### (3) 企業の社会性

#### ア 地域貢献

㊦ 災害協定等(必須):災害時の協力協定等の締結状況により評価する。(1.0点)

須坂市と「災害時における復旧協力に関する協定」、「災害時における下水道復旧協力」、「災害その他緊急時における出動協力」を締結している協会等の会員

※1 上記の点数を加点する。

㊧ 除雪業務等契約(選択):須坂市と道路除雪業務・融雪剤散布業務・排雪業務の委託契約を締結している者を評価する。(最大1.0点)

a 道路除雪を自社保有機械(リースを含む)で行っている者。(1.0点)

b 道路除雪を市から貸与機械のみで行っている者。(0.5点)

c 融雪剤散布業務のみ若しくは排雪業務のみを行っている者。(0.25点)

※1 上記の a 又は b から選択した点数を加点する。

※2 毎年12月1日公告分から当該シーズンの除雪契約者に切り替えるものとする。

#### イ 労働環境

㊦ 労働環境の改善(選択):経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」が30点以上の場合に評価する。(0.5点)

※1 上記の点数を加点する。

※2 「労働福祉の状況(W1)」は、入札公告日又は指名通知日の直近に通知された「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書」(以下「通知書」という。)中の「労働福祉の状況」の点数により確認するため、通知書の写しを提出すること。

㊧ 経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」のうち、「雇用保険加入」及び「健康保険及び厚生年金保険加入」のいずれかの項目にマイナス評価がある者  
(-1.0点)

※1 上記の点数を減点する。

※2 この項目の該当者は、入札公告日又は指名通知日の直近に通知された「通知書」中の「労働福祉の状況(W1)」のうち、「雇用保険加入の有無」欄又は「健康保険及

び厚生年金保険加入の有無」欄に「無」の表示がある者とする。